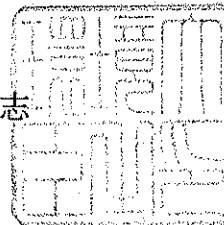


環境対第 120629003 号
平成 24 年 6 月 29 日

三重県知事
鈴木 英敬 殿

環境大臣

細野 豪志



災害廃棄物の広域処理の調整状況について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する御協力をいただき感謝申し上げます。

平成 24 年 5 月 21 日に公表した、岩手県及び宮城県における災害廃棄物の処理対象量の見直しでは、県内処理を最大限進めた上でなお、岩手県約 120 万トン（処理済分約 1 万トンを含む）、宮城県約 127 万トン（処理先確定分約 13 万トンを含む）の広域処理が必要な結果となりました。この結果を受け、改めて両県から環境省に対し、引き続き、広域処理実現に向けた調整を行っていくことについて協力要請が行われところです。これを受け環境省では両県と廃棄物の種類ごとにきめ細かな調整を行ってきました。

その結果を踏まえて、本日の災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合にて、別添の「広域処理の推進に向けた取組状況」について、報告し了解をいただきました。詳しくは同資料の別添 3 「広域処理の調整状況」に示すとおりですが、岩手県の可燃物・木くずの広域処理について、既に実施中の自治体及び最優先で広域処理の実現を図るとして調整中の自治体における広域処理の受入予定量により、広域処理必要量に達する見通しが得られつつあります。当面はこれら調整中の自治体における広域処理を確実なものとすることが重要であり、それ以外の自治体との調整は当面見合わせることいたします。

宮城県の可燃物についても、既に広域処理実施中の自治体に加え、新たな受入れ表明も行われており、大きく進展してまいりました。今後は、宮城県内の仮設焼却炉の処理能力を考慮し、ある程度まとまった量の処理が可能な施設での受入れを対象に調整を行うこといたします。

一方で不燃物については、可能な限り県内処理、復興資材化等に努めることとされていますが、それでもなお埋立処分せざるを得ない不燃物については、

県内処分、又は必要に応じて民間施設の活用も含めた追加的な広域処理についても調整を図っていくこととしております。また、漁具・漁網については、大部分が処理先の見通しが得られておらず、民間施設の活用を含めて引き続き調整を行っていきます。

このように、災害廃棄物の広域処理について進捗が得られていますのは、これまでの間、内閣総理大臣及び環境大臣からの広域的な協力の要請に対し、真摯に御検討いただいた全ての自治体のお陰であり、そのことに対し、心より感謝いたします。

引き続き、既に実施中・調整中の自治体につきましては、その着実な受入れについて改めてお願いするとともに、被災地における再生利用・処理が困難な不燃物、漁具・漁網等について、最優先で広域処理の実現を図る自治体を中心に、特段の御協力をお願いいたします。

広域処理の推進に向けた取組状況

平成24年6月29日

環境省

1. 広域処理の進捗

前回会合（H24.4.17）にて了承された今後の取組方針に沿って、受入可能性の高い自治体と優先的に調整した結果、広域処理は着実に拡がりを見せている。

《前回会合以降の広域処理の具体的な進捗》【別添1】

【本格処理を開始】

既に実施していた青森県、山形県、東京都の1都2県13件の本格処理に加えて、青森県、秋田県、山形県、群馬県、茨城県、東京都、静岡県の1都6県において9件の本格処理が新たに開始。

【本格処理を表明】

秋田県（秋田市）、群馬県（桐生市）、東京都（新たに岩手県大槌町分に着手）、静岡県（静岡市）、大阪府（大阪市）、福岡県（北九州市）の1都1府4県において6件の本格処理が新たに表明。

【試験処理を実施】

本格処理に向けた試験処理は、10件が実施済み・実施予定。

その結果として、早くから取り組んだ広域処理により、仮置場からの災害廃棄物の搬出が進み、復興に向けた具体的な成果が上がりつつある。【別添2】

2. 広域処理の調整状況【別添3】

処理量の見直しも踏まえて、岩手県、宮城県の広域処理について、それぞれ調整が進んでいる。

《広域処理の調整状況》

【岩手県】

- 可燃物・木くずについては、新たに本格受入表明をした大阪府・市を含めて、既に実施中・調整中の自治体の範囲で概ね目処がつきつつあるところ。一部の市町村については、処理期間の前倒しの可能性も含めて検討中。
- 不燃物については、県内公共工事における再生資材としての活用を優先し

て検討しつつ、再生できないものの受入先の調整が必要。

- ・ 处理の見通しの立っていない漁具・漁網について、受入先の調整が必要。

【宮城県】

- ・ 可燃物については、東京都等による着実な受入に加えて、北九州市の本格受入表明により大きく進展。域内の仮設焼却炉の能力（約4500t／日）を考慮し、ある程度まとまった量の処理が可能な受入先を対象に調整。
- ・ 处理の見通しの立っていない不燃物について、受入先の調整が必要。

3. 政府としての風評防止総合対策

特に西日本における広域処理においては、依然風評被害に対する懸念が強く、広域処理を円滑に進める上で、政府を挙げての風評防止対策が求められている。そこで、風評被害の未然防止を基本としつつ、政府として責任を持って対応できるよう新たな総合対策を講じることとする。

《新たな風評防止総合対策》【別添4】

- ・ 放射能測定データの積極的な発信：がれき処理データサイトの充実
- ・ 処理施設周辺環境の放射線常時モニタリングと全国ネットでの公開（文部科学省との連携）
- ・ 政府の一元的な対応窓口の設置：環境省にコールセンターと担当部署、風評対策即応チームの設置
- ・ 関係省庁による対応体制の整備：関係閣僚会合の下に環境副大臣を長とする組織（災害廃棄物の広域処理に伴う風評防止対策会議）を設置

広域処理の進捗状況

平成24年6月26日現在

●第2回関係閣僚会合（平成24年4月17日）以降に広域処理を開始した自治体

（1都6県9件）

受入側自治体		搬出元自治体	受入対象物	実施状況	本格受入開始時期	受入済量(トン)	受入予定量(トン)
青森県	八戸市 (民間施設)	岩手県久慈市	木質系廃棄物	本格受入中	H24.5.25～	-	約1,600
		岩手県洋野町	木質系廃棄物	本格受入中	H24.5.25～	-	約980
秋田県	大仙美郷環境事業組合	岩手県宮古市	可燃系混合物(木質系)	本格受入中	H24.4.23～	-	5,200 (2年間で処理)
山形県	山形市 (民間施設)	宮城県岩沼市	木くず	本格受入中	H24.4.25～	-	6,000 (H25.3まで)
群馬県	吾妻東部衛生施設組合	岩手県宮古市	可燃性混合廃棄物	本格受入中	H24.6.8～	-	1,130 (年間)
茨城県	古河市 (民間施設)	宮城県石巻市	紙、畳、漁網(RPF化)	本格受入中	H24.6.15～	-	1日40以下
東京都	西多摩衛生組合、日野市	宮城県女川町	可燃性廃棄物	本格受入中	H24.6.11～	-	4,500 (年間)
	民間施設	宮城県石巻市	畳	本格受入中	H24.6.21～	-	7,250
静岡県	島田市	岩手県山田町	木くず	本格受入中	H24.5.24～	-	5,000 (年間)

●第2回関係閣僚会合（平成24年4月17日）以降新たに本格受入を表明した自治体

（1都1府4県6件）

受入側自治体		搬出元自治体	受入対象物	表明日	受入開始時期(予定)	受入量(予定)
秋田県	秋田市	岩手県野田村	可燃系混合廃棄物	H24.6.18	H24.8～	-
群馬県	桐生市	岩手県宮古市	災害廃棄物	H24.6.22	H24.8～	-
東京都		岩手県大槌町	混合廃棄物	H24.6.18	H24.7～	21,000 (H25.3まで)
静岡県	静岡市	岩手県山田町、大槌町	木くず	H24.6.22	未定	-
大阪府	大阪市	岩手県	木くず等可燃物	H24.6.20	H25.2～	36,000 (H26.3まで)
福岡県	北九州市	宮城県石巻市	木くずを中心とした可燃物	H24.6.20	未定	39,500(年間)

●第2回関係閣僚会合（平成24年4月17日）以前より広域処理を実施していた自治体
(1都2県13件)

受入側自治体		搬出元自治体	受入対象物	実施状況	本格受入開始時期	受入済量(トン)	受入予定量(トン)
青森県	三戸町(民間)	宮城県南三陸町	不燃物	受入完了	H23.8.9～H24.3.28	約4,900	-
	東北町及び六ヶ所村(民間)	宮城県気仙沼市	木くず	本格受入中	H24.2.20～	約2,400	約3,600(H24.6.30まで)
	八戸市(民間)	宮城県石巻市	廃飼料	本格受入中	H24.3.22～	約4,800	約19,000(H25年度末まで)
山形県	米沢市(民間)	宮城県多賀城市	不燃物	本格受入中	H23.8～	約24,900	約50,000(H24年度末まで)
	村山市(民間)	宮城県気仙沼市	木くず	本格受入中	H23.8～	約6,300	約25,000(H24年度末まで)
	川西町(民間)	宮城県仙台市	被災木	受入完了		約1,000	-
	米沢市、中山町(民間)	宮城県仙台市	米・大豆等	受入完了		約5,200	-
	米沢市、中山町(民間)	宮城県	米・大豆等	受入完了		約4,000	-
	最上町(民間)	宮城県松島町	小型船舶	受入完了		約60	-
	最上町(民間)	宮城県利府町	小型船舶	受入完了		約40	-
	米沢市(民間)	岩手県釜石市	漁網等	受入完了		約1,400	-
東京都	二十三区清掃一部事務組合	宮城県女川町	可燃物	本格受入中	H24.3.1～	約6,700	50,000
	民間	岩手県宮古市	混合廃棄物	本格受入中	H23.12～	約19,000	約22,000

●試験処理実施済又は実施予定自治体(既に受入実施中、本格受入表明済のところを除く。)
(5県10件)

青森県八戸市(民間施設)【搬出元:岩手県野田村】

青森県東通村【搬出元:岩手県野田村】(H24.6.29実施予定)

秋田県横手市【搬出元:岩手県野田村】(H24.7.11, 7.12実施予定)

秋田県湯沢雄勝広域市町村圏組合【搬出元:岩手県野田村】(H24.7.13, 7.14実施予定)

秋田県由利本荘市【搬出元:岩手県野田村】(H24.7.19, 7.20実施予定)

山形県酒田市【搬出元:宮城県松島町】

埼玉県(民間施設)【搬出元:岩手県野田村】

静岡県裾野市【搬出元:岩手県山田町】

静岡県浜松市【搬出元:岩手県山田町、大槌町】

静岡県富士市【搬出元:岩手県山田町】

●広域処理を実施又は本格受入表明済の事業(試験処理実施済又は実施予定を含む。)(合計)
(1都1府7県38件)

広域処理の成果

①岩手県宮古市の事例

別添2

場所	宮古運動公園仮置場
受入先自治体	東京都
受入開始年月 廃棄物の種類・量	平成23年12月～24年6月 可燃物等 約 13,000t (H24/5末)
仮置場の状況	広域処理が進んだことにより、宮古運動公園仮置場の破碎選別施設の設置予定地にあった混合廃棄物がなくなり、破碎選別施設が整備された。
跡地利用計画	計画策定中



仮置場の場所(宮古市赤前)



平成23年11月30日撮影



平成 24年6月13日撮影

広域処理の成果

②宮城県女川町の事例

場所	女川町内一次仮置場(清水地区、伊勢地区 等)
受入先自治体	東京23区清掃一部事務組合 多摩地域の清掃工場
受入開始年月	平成24年3月～
仮置場の状況	平成25年3月末までに広域処理が必要な可燃物約61,000トンを搬出予定。既に一部仮置場の災害廃棄物の撤去完了。
跡地利用計画	多目的利用エリア(水産加工場、公園等)



平成24年3月22日撮影



平成24年6月2日撮影

広域処理等の成果

③宮城県多賀城市の事例

場所	多賀城市内一次仮置場(南宮字八幡 多賀城IC予定地)
受入先自治体	山形県米沢市民間事業者
受入開始年月	平成23年7月~
仮置場の状況	平成23年10月までに広域処理が必要な不燃物約5,000トンを搬出し、埋立済み。既に当該仮置場の災害廃棄物は撤去完了。
跡地利用計画	多賀城IC



平成23年7月20日撮影



平成23年10月27日撮影

広域処理の調整状況

平成24年6月29日

環境省

1. 全般的な状況

(1) 可燃物・木くず

平成24年5月21日に公表した災害廃棄物推計量の見直しにおいて、県内処理を最大限追求した結果、特にこれまで広域処理対象として積極的に調整を進めてきた、「可燃物・木くず」の広域処理必要量が縮小された。

その結果、総理指示に基づき、最優先で広域処理の実現を図る自治体と整理した、受入可能性の高い自治体（以下「最優先自治体」）との調整により、「可燃物・木くず」の広域処理については、期間内の処理に向けての見通しが得られつつある。

具体的には、既に実施中・調整中の最優先自治体における広域処理の受入予定量により、広域処理必要量がカバーできる見通しが得られつつあり（特に岩手県）、当面はこれら調整中の最優先自治体における広域処理を確実なものとすることに、全力を挙げることが重要である。

したがって、それ以外の自治体との調整は、当面見合せつつ、概ね7月中を目途とする、広域処理を含めた災害廃棄物のより具体的な全体像を示す計画（以下「全体計画」）の策定に合わせて、必要性を整理する。

(2) 不燃物その他

不燃物については、災害廃棄物推計量の見直しにより、特に岩手県において大幅に増加したところであるが、大部分が処理先の見通しが得られていない。

したがって、まずは公共工事における再生資材としての利用を最大限図ることが重要であり、その上で再生利用困難な不燃物の処理について、概ね7月中目途の全体計画の策定に合わせて、最優先自治体を中心に、調整を行う。

その他、漁具・漁網については、大部分が処理先の見通しが得られておらず、民間施設の活用を含め、最優先自治体を中心に、引き続き調整を行う。

2. 岩手県

(1) 可燃物・木くず

表に示す最優先自治体における受入（予定）量により、県内各市町村の広域処理必要量は、概ねカバーできる見通しとなっており、これらを確実に実施することにより、期間内での処理が見通せる状況となっている。

この他の最優先自治体等（北海道、千葉市、神奈川県、北陸、三重県）とも調整実施中であり、これらの処理が実現することにより、期間内での処理の確実性が高まるとともに、地域によっては処理期間の前倒しも期待できる状況となっている。

●可燃物・木くずに関する広域処理の調整状況※

受入実施中・調整中の最優先自治体	
洋野町、久慈市、野田村、普代村	青森県、埼玉県、秋田県
田野畠村、岩泉町、宮古市	秋田県、群馬県、東京都
山田町、大槌町	東京都、静岡県
釜石市、大船渡市、陸前高田市	山形県

※最優先自治体の中で、既に本格受入実施中・表明済、試験処理実施済の自治体のみ記載。

※大阪府については、大阪市における本格受入表明済みであるが、搬出元自治体が調整中であるため、上記に記載していない。

(2) 不燃物その他

災害廃棄物処理量の見直しにより大幅に増加した不燃物については、可能な限り県内処理、復興資材化等に努めることとされており、「岩手県沿岸地域における災害廃棄物の有効活用に関する連絡会議」（岩手県、岩手復興局、関係省庁出先機関で構成）において、復興資材として活用すべきものは全て復興資材化する検討が進められている。

ただし、再生利用に努めても、なお埋立処分せざるを得ない不燃物については、県内処分、又は必要に応じて民間施設の活用も含めた追加的な広域処理に

ついて調整を行う。

漁具・漁網についても、民間施設の活用も含め、引き続き調整を行う。

3. 宮城県

(1) 可燃物・木くず

可燃物については、東京都、青森県、山形県による着実な受入に加えて、北九州市の本格受入表明により大きく進展した。

このような状況と県内の仮設焼却炉の処理能力（全体で約4500トン/日）を考慮し、ある程度まとまった量の処理が可能な施設での受入を対象に、引き続き調整を行う。

他方、木くずについては、再生利用を優先しつつ、ある程度まとまった量の処理が可能な施設（主に民間施設）での受入が検討されているところ、引き続き調整を行い、早期の具体化を図る。

(2) 不燃物その他

不燃物については、岩手県と同様、県内再生利用を進めるとともに、必要に応じて民間施設の活用も含めた広域処理について調整を行う。

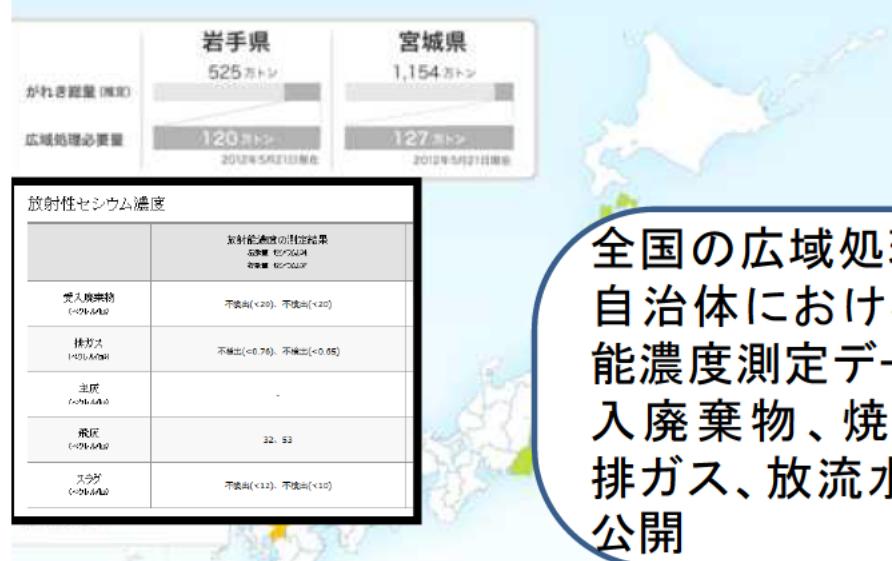
政府としての風評防止総合対策

別添4

岩手・宮城
がれき処理データ
(伝播削減)

がれき処理データサイト

(放射能測定データの積極的な発信)



全国の広域処理受入自治体における放射能濃度測定データ(受入廃棄物、焼却灰、排ガス、放流水等)を公開

放射線モニタリング情報の全国発信

(周辺環境の常時測定と全国ネットでの公開)



受入自治体の状況に応じ、処理施設周辺環境等の空間線量を常時測定し、その結果をリアルタイムで全国に発信

風評対策即応チーム

(政府の一元的な対応窓口の設置)

・風評対策相談窓口
・コールセンター

環境省
風評対策部署

+
地方環境事務所
風評対策担当

風評対策即応チーム

報告

災害廃棄物の広域処理に伴う 風評防止対策会議

(関係閣僚会合の下に副大臣を長とする組織を設置)

環境副大臣

関係省庁

- ・風評の未然防止のため、安全性の説明・情報の提供
- ・風評被害の報告があった場合は情報を共有し迅速に対応を協議・実行